

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（9月分）

(1) 問い合わせ件数

平成15年9月1日～平成15年9月30日 31件

(2) 内訳

食品安全委員会関係	4件
食品健康影響評価関係	6件
食品安全基本法関係	2件
リスク管理一般関係 (うち食品表示に関するもの)	14件 (4件)
その他	5件

(3) 問い合わせの多い質問

Q. 食品の安全性の確保において「食品安全委員会」と厚生労働省の「薬事・食品衛生審議会」との役割分担はどのようになっているのでしょうか。

A. 「食品安全委員会」では食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に及ぼす悪影響の程度について評価します。

一方、「薬事・食品衛生審議会」は、「食品安全委員会」が評価した結果を受け、様々な観点を総合的に検討したうえで食品の安全性を確保するための規格や基準について審議します。 (作成年月 平成15年9月)

Q. 食品安全委員会とリスク管理機関との関係はどのようになっていますか。

A. 食品安全委員会は、厚生労働省・農林水産省等のリスク管理機関から独立して、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を行う機関です。

食品安全委員会は、リスク管理機関からの要請に応じて、また自らの判断によりリスク評価を実施します。この評価結果に基づき、リスク管理機関は食品の安全性確保のための施策を策定し、実施します。また、必要がある場合、食品安全委員会はリスク管理機関に対し、勧告などを行うことができます。 (作成年月 平成15年9月)

Q . リスク分析手法とはどのようなものですか。

A . 近年、食をめぐる状況の変化を背景に、食品の安全には「絶対」は無く、リスクの存在を前提にこれを評価し、制御する必要があることが国際的に認識されてきました。このような考えの下に世界各国でリスク分析手法の導入が進んでいます。「リスク分析手法」とは、食品を摂取することによる健康への悪影響の発生を防止、抑制するための手法のことで、次の3要素から成り立っています。

食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に及ぼす悪影響の程度を科学的に評価する「リスク評価」

リスク評価の結果に基づき、食品の摂取による健康への悪影響の発生を防止、抑制するための措置を講ずる「リスク管理」

リスク評価やリスク管理を実施するにあたり、関係者相互間で情報や意見を交換する「リスクコミュニケーション」

この手法の導入により、食品安全行政がこれまで以上に統一的、総合的に推進されることとなります。
(作成年月 平成15年9月)

Q . B S E (伝達性海綿状脳症)に関する牛の背根神経節のリスクの評価について教えて下さい。

A . 9月11日に食品安全委員会で評価が行われ、「背根神経節のリスクは脊髄と同程度と考えられる」とされました。これは背根神経節は脊髄と同程度のリスクがあり、背根神経節を含む脊柱については、より高い安全性を確保する点から特定危険部位に相当する対応を講ずることが適当であると考えられるとしております。

なお、このリスク評価結果に基づき、関係機関において適切なリスク管理措置が検討されています。
(作成年月 平成15年9月)

(参考)

『「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について」の食品健康影響評価について』をホームページに掲載しております。

Q . 「食品安全基本法」の特徴と、その中での自治体の果たす役割について教えてください。

A . 食品安全基本法の特徴としては、食品の安全性の確保について
国民の健康の保護を最優先とすることなどの基本理念
国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務、消費者の役割
食品健康影響評価(リスク評価)の実施などの施策の策定に係る基本的な方針

リスク評価を行う食品安全委員会の設置
などを規定している点が挙げられます。

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の住民や事業者にとって最も身近な行政機関としての立場から地域の実情に応じた施策を策定し、実施することが期待されています。

(作成年月 平成15年9月)